

6 東京都屋外広告物条例による許可基準

(1) 東京都屋外広告物条例とは？

港区内で屋外に広告物を掲出する場合は、まちの良好な景観を形成し、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、東京都屋外広告物条例に基づく許可が必要です。

屋外広告物の出せないところ、出せるところ

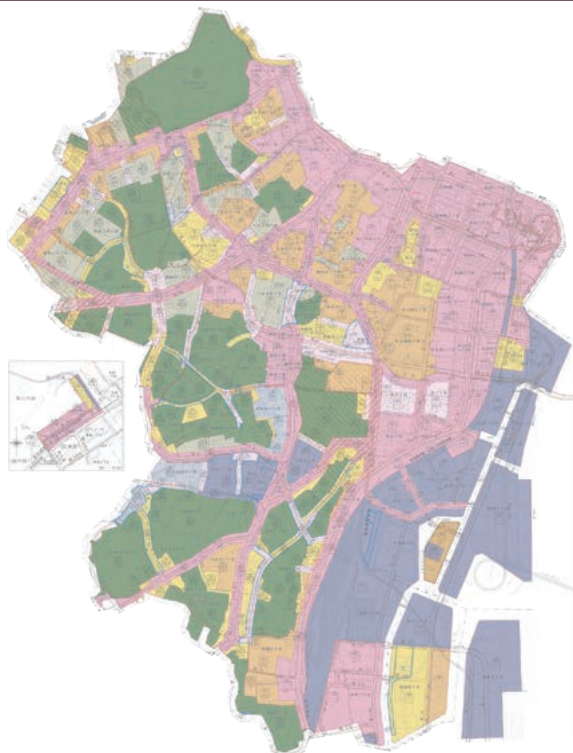
東京都屋外広告物条例では、掲出について次のような規制があります。

禁止区域	屋外広告物を表示し、又は掲出する物件を設置することを禁止する地域又は場所
禁止物件	屋外広告物を表示し、又は掲出する物件を設置することを禁止する物件
適用除外広告物	上記区域内・物件でも、一定条件のもと、例外的に掲出できる屋外広告物
許可区域	屋外広告物を表示し、又は掲出する物件の設置に知事の許可を要する地域又は場所

区分	禁止区域・禁止物件	主な適用除外広告物	
	禁止されている地域・場所の例	許可を受けて出せる広告物	許可のいない広告物
禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> 第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 特別緑地保全地区 景観地区のうち知事が指定する区域 旧美観地区、風致地区（知事の指定により出せる場所あり） 保安林 文化財保護法の建造物及びその周囲 歴史的又は都市美的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲 墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 国立公園・国定公園・都立自然公園の特別地域 学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 道路、鉄道及び軌道の路線用地及びそれに接続する地域で、知事の定める地域（首都高速道路の道路境界線から両側50m以内で道路の路面高から15m以下の空間、湾岸線の道路（本線）境界線から両側100m以内） 都市高速道路沿道で地域地区等が第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、旧美観地区、風致地区等、第1種文教地区等の周辺50mの区域（商業地域にかかる部分を除く）の路面高より上の空間 前記に掲げるものの他、別に知事が定める地域 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照） 道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの 電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの 知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの 規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照） 他の法令の規定により表示するもの等 国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの 公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン 自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの 冠婚葬祭や祭礼のためのもの
	禁止物件	禁止されている物件の例	
	<ul style="list-style-type: none"> 橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 石垣、がけ、土手、堤防、擁壁 景観重要建造物、景観重要樹木 その他知事の指定物件（パーキングメーター等） 		
	はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件		
	<ul style="list-style-type: none"> 電柱、街路灯柱、消火栓標識 アーチ・アーケードの支柱 		

(2) 港区における禁止区域と許可区域

港区内における禁止区域と許可区域



凡例	
禁止区域	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
許可区域	第一種住居地域
	第二種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	準工業地域特別工業地区

※許可区域の中でも、前頁に示す学校・病院・官公署等の敷地や墓地・社寺・公園、道路・鉄道の路線用地などの指定された場所は、禁止区域となります。

※この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。
(承認番号) 29 都市基交著第 34 号

自家用広告物の適用除外

「自家用広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する広告物等のことをいいます。(「事業又は営業の内容」の例 店名に続く「修繕・リフォーム全般」「訪問介護・デイサービス」「CD・DVD レンタル」等の表現)

なお、許可区域や禁止区域であっても、下記の表のとおり許可のいない範囲の面積内であれば申請は必要ありませんが、地域や地区により禁止されている事項及び表示できる面積が決められていますのでご注意ください。

また、許可のいない面積を超えた場合、許可区域内は、一般規格に合えば申請できますが、禁止区域内は、下記の表の右欄の合計面積までとなります。この場合、許可のいる合計面積には、許可がいない範囲の面積 5㎡又は 10㎡も含まれます。

区分	地域・地区等	許可がいない合計面積	許可のできる合計面積の限度	禁止されている事項	首都高速道路の沿道※
禁止区域	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 種・第 2 種低層住居専用地域 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 特別緑地保全地区 	合計 5㎡以下	合計 20㎡以下 (ただし、学校及び病院は 50㎡以下)	<ul style="list-style-type: none"> 屋上への取付け 壁面からの突出 ネオン管の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 光源の点滅 赤色光の使用 (表示面積の 1/20 以下は使用できる。この表において以下同じ。)
	<ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法により指定された建造物及びその周辺、歴史的・都市美的建造物及びその周辺並びに文化財庭園など歴史的価値の高い施設の周辺地域で知事が定める地域 	地域により合計 5㎡以下又は合計 10㎡以下	表示内容は、自己の氏名、名称、店名又は商標に限る。(事業や営業の内容は表示できない。)	<ul style="list-style-type: none"> 屋上への取付け 光源の使用 高彩度の色彩の使用 	<ul style="list-style-type: none"> 光源の点滅 赤色光の使用 露出したネオン管
	<ul style="list-style-type: none"> 全域 	合計 5㎡以下		<ul style="list-style-type: none"> 橋、高架道路・高架鉄道及び軌道、石垣等からの突出 	
許可区域	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域 都市計画区域のうち用途地域の未指定地域 	合計が 10㎡以下	—	—	<ul style="list-style-type: none"> 光源の点滅 赤色光の使用 露出したネオン管の使用

(3) 東京都屋外広告物条例による許可基準

東京都屋外広告物条例による許可基準

許可が必要なものだけでなく、適用除外等により許可を受けずに出すことのできる広告物も、次の基準を守る必要があります。

通則的基準の主なもの（条例第 19 条ほか）

共通	<ul style="list-style-type: none"> 形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が景観風致を害するおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。 公衆に危害をおよぼすおそれのある広告物等を表示又は設置することはできません。 原則として、蛍光塗料及び蛍光フィルムは使用できません。
----	---

個別的基準の主なもの（規則・別表第 3 第 4 の規格）

広告塔・ 広告板	土地に直接設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> 広告物等の上端は、地上 10 m 以下としてください。ただし、商業地域内に設置する自家用広告物のうち、自己の氏名、名称、店名又は商標等を表示する場合については、13 m 以下とすることができます。 道路の上空に突出するものは、道路境界線からの出幅を 1 m 以下としてください。また、広告物等の下端は、歩車道の区別のある歩道上にあっては地上 3.5 m 以上（道路境界線からの出幅が 0.5 m 以下の場合は、2.5 m 以上）とし、歩車道の区別のない道路上にあっては地上 4.5 m 以上としてください。
	建築物の屋上を利用するもの	<ul style="list-style-type: none"> 木造建築物の屋上に設置するもの高さは、地盤面から 10 m 以下としてください。 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物の屋上に設置する広告物等（地盤面から広告物等の上端までの高さが 10 m 以下のものは除きます。）は、地盤面から設置する箇所までの高さの 3 分の 2 以下で、かつ、地盤面から広告物等の上端までの高さは、第 1 種・第 2 種・準住居地域内にあっては 33 m 以下、その他の用途地域においては 52 m 以下としてください。なお、PH（階段室・昇降機塔等）に設置するものは、区の屋外広告物担当にお問い合わせください。 建築物の壁面の直上垂直面から突出して設置しないでください。
建築物の壁面を利用するもの	<ul style="list-style-type: none"> 地盤面から広告物等の上端までの高さが、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域内にあっては 33 m 以下、その他の用途地域においては 52 m 以下としてください（※）。 壁面の外郭線から突出して表示することはできません。 窓又は開口部を塞いで表示しないでください。ただし、広告幕の場合は、非常用進入口、避難器具が設置された開口部以外は除かれます。 建築物の一壁面に内容を同じくする広告物等を表示する場合においては、各広告物等の間隔を 5 m 以上離してください。 広告物等（広告幕を除きます。）一面の面積は、商業地域内においては 100㎡以下、商業地域以外においては 50㎡以下としてください。また、広告物等（広告物等の表示期間が 7 日以内のものを除きます。）を表示・設置する壁面における各広告物等の表示面積の合計は、当該壁面面積の 10 分の 3 以下としてください。 自己の事業や営業の内容を含まない自家用広告物については、上記（※）の規定を超えて設置することができる場合があります（P.51 自家用広告物の適用除外を参照）。この場合は、特別なケースとなりますので区の屋外広告物担当にお問い合わせください。 	
建築物から突出する形式のもの	<ul style="list-style-type: none"> 地盤面から広告物等の上端までの高さが、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域内にあっては 33 m 以下、その他の用途地域にあっては 52 m 以下としてください。 広告物等（つり下げのものを含む。）の道路境界線からの出幅が 1 m 以下であり、かつ、建築物からの出幅が 1.5 m 以下としてください。 広告物等の下端は、歩車道の区別のある歩道上にあっては地上 3.5 m 以上（道路境界線からの出幅が 0.5 m 以下の場合は 2.5 m 以上）とし、歩車道の区別のない道路上にあっては地上から 4.5 m 以上としてください。 広告物等の上端が当該広告物等を表示する壁面の上端を超えないでください。 広告物等の構造体は鉄板等で覆うなどして露出させないでください。 	
道路に沿い、又は鉄道及び軌道の沿線に設置するもの	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道及び軌道の路線用地から展望できる野立広告物及びこれに類するものは、距離・間隔・高さ・面積・表示方法等について規制があります。 その他一部の道路沿いの広告物については、別に基準・規格がありますので、区の屋外広告物担当にお問い合わせください。 	
電車又は自動車の車体の外面を利用する広告物等	<ul style="list-style-type: none"> 車体利用広告につきましては、意匠等作成経過報告書の提出が必要な場合があります。 詳しい基準については、区の屋外広告物担当にお問い合わせください。 	
自転車に表示する広告物	<ul style="list-style-type: none"> 車体のフレーム本体（前かごを含む。）への表示のみが可能です。掲出物件等を搭載・設置することはできません。 	
電柱・街路灯柱及び標識を利用する広告物等の規格	<ul style="list-style-type: none"> 区の屋外広告物担当にお問い合わせください。 	
第 1 種・第 2 種住居地域内における広告物等の規格	<ul style="list-style-type: none"> 第 1 種・第 2 種住居地域内に設置する広告物等（自家用広告物及び工事現場の板塀等に表示される宣伝の用に供されていない絵画以外）の表示面積は、10㎡以下としてください。 	
第 1 種・第 2 種低層住居専用地域の境界線から 50 m 以内に設置する広告物等の禁止事項	<ul style="list-style-type: none"> 光源の点滅はしないでください。ただし、展望できないものは除かれます。 	

広告物の総表示面積の規制〈総量規制〉(条例第22条、規則第20条)

近隣商業地域及び商業地域内にある高さが10mを超える建築物に表示する広告

●総表示面積は、一建築物の総壁面面積(※52mまでの高さの部分の面積)の60%を超えない面積としてください。ただし、表示期間が7日以内のものは除きます。

建築物の高さが52m以下の場合

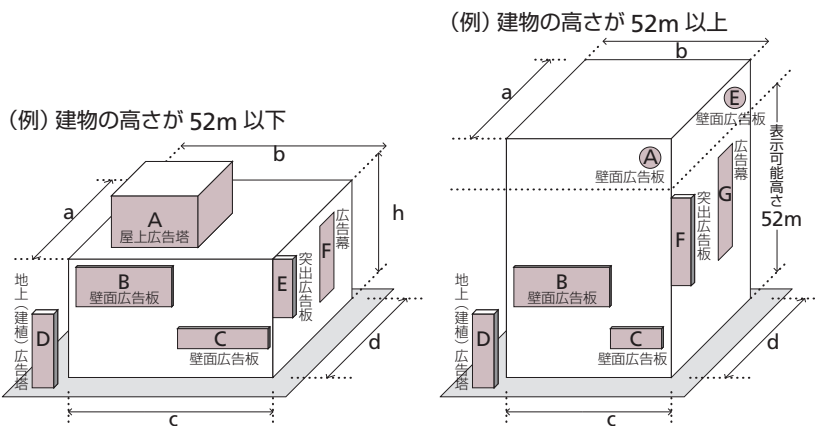
$$A+B+C+E+F \leq (a+b+c+d) \times h \times \frac{6}{10}$$

↓
総表示面積 総壁面面積(W)

建築物の高さが52m以上の場合

$$A+B+C+E+F+G \leq (a+b+c+d) \times 52m \times \frac{6}{10}$$

↓
総表示面積 総壁面面積(W)



総表示面積の規制

特殊な規制

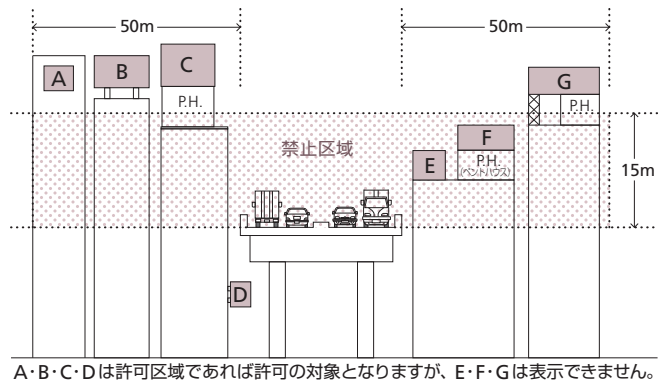
港区においては、東京モノレール羽田空港線、首都高速道路沿道に特殊な規制があります。

東京モノレール羽田空港線に関する規制

●両側50mについて、路線高から高さ15mまでの区間(一部区間は路線高より上の空間)が禁止区域となっています。

首都高速道路沿道(都市高速道路)の規制

一般的な規制	<ul style="list-style-type: none"> ●道路境界線から両側50m以内で、道路の路面高から高さ15m以下の空間が禁止区域となっています(下図参照)。ただし、下記(※)のように一部に路面高より上が全て禁止区域となる区域があります。 ●高速道路が上下線等で二段以上の場合、各路面高から15m以下の空間が禁止区域となります。
特別な規制	<ul style="list-style-type: none"> ●首都高速道路沿道の地域地区等が第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域では、路面高より上の空間が禁止区域になる場合があります(※)。 ●詳細については、区の屋外広告物の担当までお問い合わせください。
湾岸線	<ul style="list-style-type: none"> ●道路(本線)境界線から両側100m以内が禁止区域となっています。



首都高速道路沿道の一般的な規制

屋外広告物の安全管理義務 **Point** 看板等の広告主、所有者等には安全管理義務があります

1. 看板等の広告主、所有者等には安全管理義務があります

- 看板等(広告物等)の広告主、所有者、広告主等から請負い広告物等を設置する者などは、補修その他必要な管理を行ない良好な状態に保持する義務があります。
- 一定規模以上の広告塔・広告板・アーチ・装飾街路灯には屋外広告物管理者の設置が義務付けられています。
- 構造又は設置の方法が危険な広告物を設置することや落下や倒壊の恐れのある広告物等の管理義務を怠ることは条例で禁止されています。

上記の義務に違反した者は、30万円以下の罰金に処される場合があります。

2. 看板等の設置には原則として許可が必要です。

看板等(広告物等)の設置には、原則として条例に基づく許可を受ける必要があります。※
 広告物等の設置許可を受けた後に、継続又は変更許可申請をする場合、屋外広告物管理者の自己点検を受ける必要があります。(当然、許可期間経過後に引き続き、広告物等を設置する場合には、改めて許可申請が必要です。)
 ※一定規模以下の広告物等は、許可不要のものもあります。この場合でも定期的な自己点検を行ってください。

3. 東京都内で看板等の設置を請負うには東京都への登録が必要です。

東京都では、屋外広告物法を受けて屋外広告業者の「登録制度」を導入しています。安全確保や良好な景観形成のため、ルールに従って屋外広告物を設置していただく必要があります。
 看板設置を依頼するにあたっては、必ず登録を受けた業者に依頼してください。